

災害時等におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

大洗町（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、甲の災害対応に必要となる乙が所有するレンタル資機材の提供（以下「資機材提供」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲と乙が相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、資機材提供に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（要請及び要請事項）

第2条 甲は、大洗町内での災害時等において必要があるときは、資機材提供要請書（様式第1号）により、乙に対し、資機材提供に係る協力を要請することができる。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により要請することができる。

2 前項の規定により甲が乙に要請する事項は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）資機材提供に関すること

（2）資機材提供に係る運搬、設置、配置及び撤去に関すること

3 甲は、第1項ただし書の規定による要請をした場合は、当該要請の後、速やかに資機材提供要請書（様式第1号）を乙に提出しなければならない。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り速やかに甲へ資機材提供できるよう努めるものとする。

（レンタル資機材の種類）

第4条 本協定の対象となるレンタル資機材の種類は、重機、水中ポンプ及び関連品、発電機、照明機器、仮設トイレ及び車載トイレ、暖房器具、冷房機具、空気清浄機その他乙が供給可能なものとする。

2 乙は、レンタル資機材の特性や操作方法について、必要に応じて甲に説明するものとする。

（レンタル資機材の引渡し）

第5条 レンタル資機材の引渡しは、原則として甲が指定する場所で行うものとする。

2 甲は、レンタル資機材の引渡しを受ける場所に職員を派遣し、当該レンタル資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、レンタル資機材の設置・配置が完了したときは、口頭、電話等により甲に報告し、レンタル資機材の撤去が完了したときは、遅滞なく資機材提供報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 レンタル資機材の提供に要する費用は甲が負担するものとし、費用の算定については、災害の発災前における適正なレンタル価格を基準に、甲・乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第8条 乙は、レンタル資機材の提供に要する費用を、書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づく請求があった場合は、遅滞なく乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第9条 乙が甲に提供したレンタル資機材に生じた損害は、原則として甲の費用負担により原状回復し、乙に返還するものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由により生じた損害については、乙が負担するものとする。

2 乙が甲に提供したレンタル資機材に起因する事故、又はレンタル資機材の運搬、設置、配置又は撤去の作業時に、甲又は第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならないものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由により生じた損害については、甲が負担するものとする。

（連絡体制）

第10条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、相互に連絡体制を確認するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、令和8年3月31日までとし、有効期間満了の日の2ヶ月前までに甲と乙いずれからも協定の廃止又は見直しの意思表示がない場合には、期間満了の日の翌日から1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲と乙が協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年7月25日

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275

大洗町長

国井豊

東京都中央区日本橋3-12-2朝日ビルディング7階

株式会社アクティオ

小沼直人